

んだと思えますので、そこらのところをちよつと、今のところを、チュラロンコン大学の話があらましたけれども、いろいろなところでやるといふのは極めていいかなと私は思いますけれども、それを認める立場に立つと、もしというのが最もということをごまかしないうとならぬだろうなという感じはします。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。広範な見識、御披露いただきましてありがとうございます。

ただ、論文で担保は一応されていますので、大臣、またこういう件も御検討ください。

ありがとうございます。

○越智委員 次、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

前回に続きまして、消費税のインボイス制度について質問いたします。

住澤主税局長は、この間、さも影響を受ける免

税業者が少ないようなことを印象づける答弁を繰り返しておられましたけれども、これはやはり現場の実態を見ないものだと一言なければなりません。非常に無責任です。

機械的に算出したとはいえ、軽減税率の財源を捻出するために、百六十一万の免税事業者が課税業者を選択することを想定して、インボイス制度の導入で二千四百八十億円の増収を見積もつたのは、これは財務省ですらね。

配付資料一を御覧ください。

このとおり、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会などが、中小企業の実態を現場で見ている多くの団体がこのインボイスの廃止や延期を求めている。これは事実なんです。

今日は、消費税のインボイス、この制度を導入された場合、課税を選択せざるを得ないケースについて、どういう実態が起るのかということについて確認をしていきたいと思います。

消費税法で定められた消費税の納付税額は、配

付資料二を御覧ください。

ここにありますように、課税期間中に、課税売上高に七・八%を乗じた額から、課税仕入れ高に百分の七・八を乗じた額を差し引いて計算、軽減税率分を六・二四%で計算すると定められております。地方消費税分を足すと、それぞれ一〇%と八%。これを前提に質問させていただきたいと思えます。

その二枚目の下にありますように、消費税法では、納税義務者は最終消費者ではなく事業者であり、課税売上高が一千万円以下の事業者は消費税の納税が免除されており、消費者が払った消費税を預かって事業者が納税するとはどこにも書かれておりません。

これは当たり前なんですけれども、この法律を前提に、五百万者と言われる免税事業者が今も商売をして、その他、経済活動をして生活しているわけですよね。それだけ多くの中小企業者がこのルールの下で経済活動をしている。ここをまず理解しないといけないと思えます。

財務省が試算しました課税業者に転換する百六十一万免税業者の中には、建設業の一人親方、IT技術者、フリーライター、スナックのホステスさんなど多様な個人事業主、あるいはウーバーイーツの配達員、アニメーターなど、フリーランスとも言われる方々が含まれております。

初めに、建設業、一人親方のケースについて見ていきたいと思います。

配付資料の三を御覧ください。

課税業者のA工務店と免税業者の一人親方Bとの間で起る消費税の負担関係を示したものでございます。分かりやすくするために、A工務店の売上げを一千万円とし、簡易課税を選択しないこととしております。

Bさんが、これはインボイス導入後ですね、Bさんが免税業者のままインボイス制度が導入されると、A工務店の消費税納付額は八十万円に増えます。その結果、三十万円の収入が減るわけですね。例えば、経営がぎりぎりのA工務店は、

ケース二のようにBさんに課税業者になつてもらうか、あるいは、ケース一のように自ら消費税の増額を負担するしかないわけであり、仮にBさんが課税業者になると、三十万円の消費税課税が発生するために収入が三十万円減って、これは三百万円になるわけであり、

そこで、建設業を所管している国土交通省に確認させていただきます。

このケースでは、工務店Aが若しくは一人親方Bかのどちらかが消費税納付税額が増えるわけですね。一人親方の収入が減れば、廃業が増える懸念も出てくるわけです。今、五十一万人全国でいる一人親方が部分的にも廃業の憂き目に遭えば、建設業界全体が成り立たなくなるのではないかと、国土交通省としては、そのような問題意識というのをもちでしょうか。

○美濃政府参考人 お答え申し上げます。

消費税のいわゆるインボイス制度につきまして、多くの事業者の方々には制度の理解を促し、必要な準備や対応を十分に行っていたと、観点から、これまで、事業者団体に対して、複数回にわたって、制度改正の内容とともに、財務省、国税庁が開催する説明会の周知を行ってきております。

通常、事業者がどのような取引をどのような価格で行うかにつきましては、消費税の仕入れ税額控除ができるかどうかだけではなく、当該取引先との関係や工事内容、需給の状況など、様々な要素に影響を受けるものと承知しております。

他方で、インボイス制度に限らず、値下げ要求によりまして不当に低い請負代金を強いるなど建設業法違反が疑われるような場合は、駆け込みホットラインにおきまして違反疑義情報を収集し、不適切な取引が認められた事業者に対しては指導を実施しております。

インボイス制度の円滑な導入に向けまして、制度内容や相談窓口の十分な周知が図られるよう、引き続き財務省、国税庁と連携してまいりたい、このように考えてございます。

○清水委員 今おっしゃった建設業法の違反につながるような、いわゆる、不当に低い単価を求められるということがインボイス制度の導入によって懸念されるわけですね。

美濃さん、もう一回聞きますけれども、例えば、この資料にあるように、Bさんが工務店から、あなた、課税業者になれるかと打診されまして、駄目なら、残念だけれども、消費税込みで三百三十万円で請け負うと言っているCさんに契約を替えると言われたケースについて、私は十六日の当委員会が公正取引委員会に確認しましたが、その行為自体は基本的には独占禁止法又は下請法上問題とならない、こう答弁したわけなんです。

これは国土交通省も同じ認識でよろしいですか。

○美濃政府参考人 お答え申し上げます。

具体的取引につきまして建設業法上の違反に該当するかどうかにつきましては、個別の状況に依りて判断されるものでありまして、一概にお答えできるものではないと思えますけれども、いざいざにしまして、インボイス制度の円滑な導入に向けまして、十分な周知が図られるよう、引き続き財務省、国税庁と連携するとともに、業界の方からの相談につきまして、両省庁と連携して対応してまいります。

○清水委員 円滑な導入ができないからこそ、関係団体が反対されているんじゃないんですか。

住澤主税局長は、いわゆるそういう取引の問題が出たときに、独禁法や下請法で一人親方が守られるのかのような説明をされましたけれども、今、国土交通省からも答弁いただきましたけれども、いわゆる仕入れ税額控除ができるかによって、インボイスが出せるか出せないかのみによって契約を替えたり値引きをお願いしたりするということ自体で取り締まることはできない、ならないということですから、これは大問題だと思っております。

インボイス導入はほかの業界でも実は大問題になつておりまして、個人タクシー事業者。

インボイス制度が導入されずと、ビジネス利用の客による選別の可能性があり、課税業者にならざるを得なくなる場合が出てきます。つまり、これはBトウーBのケースですよ。

公正幅運賃のため、消費税分込みの課税先上げとして料金設定しているわけなんです。元々収入の低い業界のため、個人タクシ一の事業者が課税業者になるしかないとならば、稼げない事業者というのは廃業の懸念も出てくるんじゃないですか。

こうなるとまた個人タクシ一業界にも大きな影響が出てくると思うんですが、これは国土交通省が所管されていると思うんですが、何か対策を講じておられるんでしょうか。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

個人タクシ一事業者の中には、インボイス制度が導入された場合、インボイスを発行できない免税事業者も存在するため、御指摘のとおり、個人タクシ一事業者から、企業が利用を控える可能性があるのではないかと懸念する声があるものと承知しております。

現在、このような課題につきまして、財務省と業界団体において実務的な対応を相談しているものと承知しております。

国土交通省として、財務省や業界団体とも連携して、制度の丁寧な周知広報を含めて、適切に対応してまいりたいと考えております。

○清水委員 やはり、制度の周知広報じやなくて、インボイス制度の導入そのものを中止あるいは延期することが大切ではないかなというふうに思います。

次に、資料の四を御覧ください。

これは、シルバー人材センターの仕組みについてお示ししたものであります。

シルバー人材センターと会員の高齢者の間は業務委託契約になっておりまして、約七十万人の高齢者の方が全国で登録されておられます。収入は月平均三万六千二百二十五円なんです。年収四十三万四千七百円でございます。

現在の仕組みでは、配分金というんですけれど、配分金には消費税が含まれているため、高齢者が課税業者にならなければ、今後、シルバー人材センターが仕入れ額控除をできなくなるわけです。つまり、シルバー人材センターとして納める消費税の納税額が一気に増えるわけですよ。それを避けるためには、配分金に含まれる消費税分を差し引いて配分するしかなくなるわけです。

仮に、千人の会員がおられるシルバー人材センター、これは中規模です。ここでは、高齢者一人一人が課税業者となつて、年収四十三万四千七百円の内税である消費税三万九千五百十八円を納税してもらおうか、さもなくば、配分金を消費税相当分引き下げて、いわゆる三十九万五千八百十二円とするしかなくなるわけですよ。若しくは、シルバー人材センターが三千九百五十一万八千円の消費税負担を引き受けるしかないわけですよ。

これは、シルバー人材センターから悲鳴が上がっているわけですが、厚生労働省は何らかの対策を講じていらっしゃるんでしょうか。

○達谷政府参考人 お答え申し上げます。

シルバー人材センターの会員の多くは免税事業者でございます。令和五年十月からのインボイス制度の導入により、シルバー人材センターから支払われていた配分金は原則仕入れ税額控除の対象とならないため、新たな消費税の納税が生じるなどの懸念の声があることは承知しているところでございます。

このような中、免税事業者の仕入れにつきまして、激変緩和措置として、制度開始後の令和五年十月から三年間は八〇%、さらに、令和八年十月からの三年間は五〇%の仕入れ税額控除ができるといふ経過措置が講じられておると承知してございます。

厚生労働省といたしましては、シルバー人材センターの事業への影響や、制度導入後の、センター会員である高齢者が課税事業者とならないような場合を含めた実務上の対応等、実情を把握しつつ、財務省を含め、関係省庁とも連携して対応

してまいりたいと考えてございます。○清水委員 お聞きいただいたように、やはり現場では不安と懸念の声が広がっているということなんです。

政府は、全世代型社会保障検討会議で、高齢者の雇用を増やすための対策を検討してきたわけですが、にもかかわらず、シルバー人材センターで頑張つて働いて得た高齢者のなげなしの配分金を年間約四万円も消費税の納税で奪う。四万円です。つまり、高齢者に一か月間た働きさせるといふことになるわけですね。余りにもひどい仕打ちだと言わねばなりません。

お待たせしました、住澤主税局長にここで聞くわけですけれども。

シルバー人材センターで働く高齢者に、約四万円の消費税納税のために課税業者になれというのが財務省、政府の方針なんですか。この間ずっと、簡易課税を選べるとか、あるいは経過措置があるとか、仕入れ額控除があるとか、いろいろ言われてきたけれども、今言つた工務店の一人親方の問題、それから個人タクシ一の事業者のお話、そしてシルバー人材センターの実態の懸念、これらを受け止めて、それでもこれは説明どおり懸念を払拭できるかと言いつけるんですか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

今、資料も用いて御指摘をいただきました各業界からは、それぞれ御懸念の声はいただいております。その上で、関係省庁とも御相談しながら、それぞれの業界団体と直接間接に意見交換もさせていただいて、課題の把握に努めながら、制度の御説明などもさせていただいているというのが現状でございます。

その上で、やはり丁寧にご制度を理解していただくということが大事だと思いますし、せっかく資料をお示しいただきましたので、少し誤解のないようにということも補足させていただきます。資料の三枚目で、一人親方と工務店のケースの

数値例が示されております。この現在の方を拝見いたしますと、仕入れをしている工務店の方は、売上上げが一千百万円という比較的小規模の工務店ということだと思えますけれども、五千万円以下

の売上上げの事業者の場合には、先ほど資料の二枚目で御説明いただいたような原則的な消費税の税額計算ではなくて、簡易課税制度というのがあるということもこれまで繰り返し申し上げてまいりました。

この工務店の場合は、これは本則計算しているケースで、五十万円の仕入れ控除をしているわけですが、一般的な建設業の場合、みなし仕入れ率は七〇%でございますので、簡易課税を選択される方がはるかに有利でございます。

その場合、百万円の売上税額から、みなし仕入れ税額が七十万円ということ、それを引きましますと、納付税額は三十万円ということになります。納付後の粗利は五百二十万円というのがこの現状ということになります。

その上で、インボイスが導入された後も、五千万円以下の方ですと簡易課税制度の適用が引き続き可能でございますので、一人親方の方からインボイスを受け取らなくても、引き続き七十万円の税額控除を続けることができるということ、基本的にはインボイスの導入による影響は生じない可能性が強いというケースでございます。

これまでも言つてまいりましたように、課税事業者になる必要が生じることがどうかというものは、BトウーCの取引がどの程度あるかということにもよりますし、こういった取引の相手方が簡易課税を適用可能な事業者かということによつても左右されます。

また、免税事業者からの仕入れについても、当初三年間は八〇%、仕入れ控除が可能だという仕組みになっておりますので、例えば、この数値例でいって、ケースの一の方で仮に本則課税をした場合でも、A工務店はこのケース一において、仕入れ控除できる金額というのは六万円しか減らないということになりますので、手取りの減少額

